

よくあるお問合わせ

Q 土地区画整理事業区域内で土地の売買を行うことはできるのか。

A 土地の売買につきましては、土地区画整理法上の制限はありませんので、自由に売買することが可能です。
なお、土地区画整理事業中であるため、その土地には、建築物等の移転、建築の制限、清算金等の権利義務が発生します。後々のトラブル防止のために、売買の際は、売主と買主の間で、これらの権利義務の取扱いについて、あらかじめ協議をしていただくようお願いいたします。
なお、売買等で土地所有者や連絡先等に変更があった際は、区画整理課まで御連絡下さい。

Q 土地区画整理事業区域内で土地の分筆を行うことはできるのか。

A 土地の分筆につきましては、土地区画整理法上の制限はありませんので、分筆することが可能です。
ただし、仮換地との整合が必要となりますので、事前に区画整理課まで御相談下さい。

Q 仮換地指定通知等を紛失した場合、再発行してくれるのか。

A 再発行はしておりません。紛失された場合は、同内容の証明書を区画整理課で発行

Q 従前地に建築物を建築することは可能か。

A 従前地、仮換地先問わず、土地区画整理事業区域内で次の行為をされようとする方は、小金井市長(まちづくり推進課)の許可が必要となります。
①建築物その他の工作物の新築・増改築・土地の形質の変更
②5トンを超える物件の設置又はたい積
具体的な建築等の計画がある方については、事前に区画整理課に御相談下さい。
事業進捗よく上支障となる場合は、不許可となることもあります。また、許可を得ないで建築等を行った場合、将来の移転、除却の費用が補償されない場合がありますので御注意下さい。

Q アパートなどの部屋を借りている人(借家人)に対してはどのような補償となるのか。

A アパートなどに対する補償については、移転するおよそ一年程前に、借家人と貸主それぞれに御説明に伺います。
建物の移転補償は、原則として曳家工法(建築物を解体せず全体をジャッキなどで持ち上げて別の場所に移動させる工法)で算出します。算出上、建物を移動する期間は、通常、別のところに仮住まいしていただくこととなりますので、借家人には、引越

に要する費用や仮住居に関する費用等を補償します。

また、補償金のお支払いについては、その建物の関係者すべて(借家人全員と貸主)から移転の合意を得たのち、市が指定する期間内に引越しが完了した後となります。

なお、市が指定する期間以外に引越しをされた場合は、補償金の支払い対象となりませんので、御注意下さい。

補償の内容やお支払いまでの流れ等については、個別に御説明させていただきますので、お気軽に区画整理課まで御連絡ください。

人事異動

平成25年4月1日付けで人事異動がありましたので、お知らせします。

【新任】区画整理課長

関根 久史

(前まちづくり推進課長)

(関根区画整理課長着任挨拶)

早期事業完了に向けて東小金井駅北口地区のまちづくりに尽力したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

東小金井駅北口のまちづくり

区画整理が進んでまいりました
進捗よく状況について

日頃より本市土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本事業では、平成20年度から道路築造工事、平成21年度から建物移転を順次開始させていただいております。

皆さまの御協力により、ここ数年において事業は着実に進み、今年4月には小鉄中付2号線(東小金井駅北西側にある鉄道と並行した道路)が開通しました(3ページに写真掲載)。

施行状況と今後の予定につきましては、見開き2〜3ページの施行予定箇所図に掲載しております。今年度は都市計画道路路小3・4・16号線及び区画道路の整備工事、来年度から駅前交通広場の整備工事を開始する予定です。建物移転につきましても、順次地権者の方と移転に向けての協議をさせていただく予定です。

皆さまには御不便・御迷惑をおかけいたしますが、事業の推進にあたりまして、今までと同様に丁寧な説明に努めて参りますので、今後とも御理解・御協力をお願いいたします。

土地区画整理審議会を
開催しました

区画整理課事務所2階会議室において、土地区画整理審議会を左記のとおり開催しました。

記

・平成24年度第2回土地区画整理審議会

日時 平成24年10月29日(月)

午前10時00分から

内容 ①換地設計の軽微な変更の報告

・平成24年度第3回土地区画整理審議会

日時 平成25年1月23日(水)

午前10時00分から

内容 ①換地設計の軽微な変更の報告
②仮換地指定(第11回)について(※)

・平成25年度第1回土地区画整理審議会

日時 平成25年5月22日(水)

午前10時00分から

内容 ①平成25年度の事業概要について

第42号
平成25年8月15日
発行 小金井市
編集 都市整備部区画整理課
小金井市梶野町5-3-37
電話(042)388-0771
FAX(042)388-1513



事業の内容は
ホームページにも
掲載しています。

(掲載内容) 事業概要

位置図

設計図

事業の経緯

まちづくりニュース

まちづくり協議会について

各種申請等について

(アクセス方法)

小金井市トップページ

↓ 各課のページは(こちらから

↓ 区画整理課

(アドレス)

<http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka>

[/toshikenseitubu.kukakuseirika/index.html](http://toshikenseitubu.kukakuseirika/index.html)

